

税理士による無料申告相談 ～申告書を作成できます～

期 間	会 場	所 在 地	受付時間
2月1日（金） ～2月6日（水） ※土、日を除きます。	サン・エール さがみはら1階	相模原市緑区 西橋本5-4-20	午前9時30分から 午後3時30分
2月7日（木） ～2月15日（金） ※土、日及び祝日を除きます。	神奈川県 高相合同庁舎4階	相模原市南区 相模大野6-3-1	

- 年金受給者、給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます（ただし次の場合を除きます。①譲渡所得（土地、建物及び株式等）、②住宅借入金等特別控除1年目、③給与収入800万円以上、④相談内容が複雑等）。

申告書等の提出のみの場合は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。

- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類（①マイナンバーカード又は②通知カードなどの番号確認書類及び身元確認書類）の写し等をご持参ください。
- 昼休みは、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますのでご了承ください。
- 混雑状況等により、受付を早めに終了する場合がありますのでご了承ください。

平成30年分の申告と納税

税 目	申 告 期 限	納 期 限	振 替 日
所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税	3月15日（金）	3月15日（金）	4月22日（月）
消費税及び地方消費税（個人事業者）	4月1日（月）	4月1日（月）	4月24日（水）
贈 与 税	3月15日（金）	3月15日（金）	

- 国税は、申告した税額等に基づき、納付の期限までに、①納付書、②振替納税、③ダイレクト納付などにより、納税者ご自身で納付していただく必要があります。
なお、振替納税をご利用される場合は、納期限までに税務署へ「振替依頼書」を提出していただき、振替日の前日までに、預貯金残額を確認して下さい。

コンビニ納付のご案内

- 平成31年1月4日から「QRコード」を利用したコンビニ納付が可能となりました。
お手持ちのパソコン・スマートフォン・タブレット端末を使って、納付に必要な情報（氏名や税額など）を「QRコード」として作成し、お近くのコンビニエンスストアで納付することができます（ただし、納税額30万円以下に限られます。）。

詳しくは、国税庁ホームページ「国税の納付手続」をご覧ください。

※利用可能なコンビニエンスストア

- ・ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ（いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ）
- ・ファミリーマート（「Famiポート」端末設置店舗のみ）

相模原税務署からのお知らせ



【問合せ先】 〒252-5211 相模原市中央区富士見6-4-14 Tel.042(756)8211（代表）

※ お電話は、自動音声によりご案内しており、担当者がご用件にお答えします。

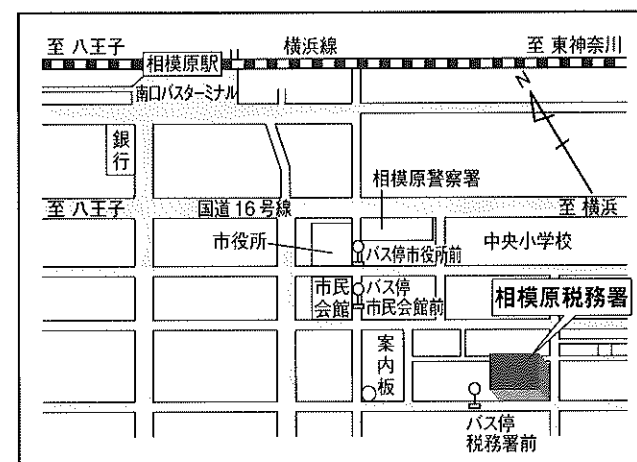


相模原税務署 申告書作成会場

開 設 期 間	会 場	所 在 地	時 間
2月18日（月） ～3月15日（金） ※土、日を除きます。（注）	相模原税務署	相模原市中央区 富士見6-4-14	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時から午後5時まで

（注）ただし、2月24日及び3月3日の日曜日は開場します。

- **上記期間以外は、税務署の申告書作成会場は開設していません**ので、申告書作成相談は、上記会場開設期間に税務署へお越しいただくか、税理士による無料申告相談をご利用ください。
- 会場開設日及び最終週は、大変な混雑が予想されますのでご了承ください。
- 会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがあります。また、混雑の状況によっては長時間お待ちいただくこともありますのでご了承ください。
- 1月から3月までは、当署の駐車場は使用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。



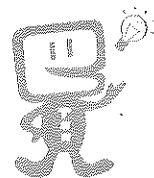
相模原市主催 申告相談会場 ～申告書を作成できます～

期 間	会 場	所 在 地	受付時間
2月18日（月） ～3月15日（金） ※土、日を除きます。	神奈川県 高相合同庁舎3階	相模原市南区 相模大野6-3-1	午前9時から 午後3時30分

- 年金受給者、給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます（ただし次の場合を除きます。①譲渡所得（土地、建物及び株式等）、②住宅借入金等特別控除1年目、③不動産所得及び事業所得等、④税理士関与、⑤贈与税の相談、⑥相談内容が複雑等）。

確定申告書等作成コーナー ～申告書作成会場等に行かずに申告できます

- 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」（www.keisan.nta.go.jp）の画面に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、確定申告書が作成できます。
パソコン・スマートフォン・タブレット端末でもご利用可能で、ID・パスワードがあれば、そのまま送信することができます。詳しくは裏面をご覧ください。



税務署(申告書作成会場)に行く必要なし！郵送不要！

マイナンバーカードや
IC カードリーダーライターを
お持ちでなくてもOK!!

スマホ・パソコンでラクラク申告！



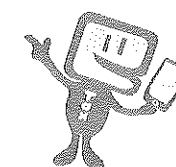
◎「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書は、ID とパスワードがあれば、e-Tax で送信(提出)できます。

平成31年(2019年)1月以降、申告書をe-Taxで送信(提出)するためには、マイナンバーカードとICカードリーダーライターを使用するマイナンバーカード方式と、ID(利用者識別番号)とパスワード(暗証番号)があれば利用できるID・パスワード方式があります。

なお、ID・パスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

※ID・パスワード方式は、マイナンバーカード及びICカードリーダーライターが普及するまでの暫定的な対応です。

いつでもどこでも スマホで申告



★ID パスワード方式で手続完結

- ID・パスワード方式を利用してe-Taxで送信すれば申告完了！
→ICカードリーダーライターは不要です。
- e-Taxで送信すれば、源泉徴収票などの添付書類は提出不要！
→自宅で保管する必要があります。
- 申告書の控えはPDF形式でスマホに保存！

※タブレット端末からもご利用いただけます。

事前準備、送信方法、エラー解消など 作成コーナーの使い方に関するお問合せ

e-Tax・作成コーナー ヘルプデスク TEL0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日等及び12月29日～1月3日を除く。)

受付時間は、時期により延長する場合がありますので、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。

上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171 をご利用ください (通常の通話料金となります。)

